

「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」による
助成及び融資のあっせんのあらまし
【令和8年度版】

小樽市では、市民や事業者の方々と行政が協力して、小樽らしい魅力あるまちづくりを進めるために、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を定めています。この条例に基づき、小樽市登録・指定歴史的建造物を保全するため、技術的援助や融資のあっせんを行うほか、外観の保全に要する経費の一部について、予算の範囲内で助成を行います。また、一定の地区内の住民の方々に構成される団体を景観まちづくり協議会として認定し、景観づくりを進めるために行う活動などに対して助成を行います。

区分	対象となる経費	助成 ※		融資のあっせん ※	
		助成率	限度額	融資率等	限度額
指定歴史的建造物	外観を保全するための行為に要する経費 (外観の保全に伴う下地材及び構造耐力上主要な部分の補強に要する経費を含める)	対象経費の1/3以内	600万円	助成対象経費から助成金交付予定額を差し引いた額以内	3000万円
	断熱及び防水工事などに要する経費	対象経費の1/3以内	200万円		500万円
	建築物と一体をなす工作物の外観を保全するための行為に要する経費 (規則第3条に規定する工作物)	対象経費の1/3以内	100万円	利率 年2.90%	300万円
登録歴史的建造物	外観を保全するための行為に要する経費 (外観の保全に伴う下地材及び構造耐力上主要な部分の補強に要する経費を含める)	対象経費の1/3以内	300万円	助成対象経費から助成金交付予定額を差し引いた額以内	3000万円
	断熱及び防水工事などに要する経費	対象経費の1/3以内	100万円		500万円
	建築物と一体をなす工作物の外観を保全するための行為に要する経費 (規則第3条に規定する工作物)	対象経費の1/3以内	50万円	利率 年2.90%	300万円
景観形成活動	景観まちづくり協議会 景観まちづくり協議会に係る活動経費	対象経費の1/3以内	15万円 (認定から5年以内)	/	

注1: 平成17年4月1日以降に助成金の交付を受けた物件に係る工事については当該交付を受けた日から5年を経過するまでの間、既に助成金の交付を受けた物件の同一部位の再工事については当該交付を受けた日から10年を経過するまでの間、これらを対象工事とはしないものとする。

注2: 助成金額は、指定歴史的建造物に係る行為については、1物件につきその合計額の上限を600万円とし、登録歴史的建造物に係る行為については、1物件につきその合計額の上限を300万円とする。なお、助成金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨てるものとする。

注3: 融資金額は、1物件につきその合計額の上限を3000万円とする。

注4: 融資金額の償還期間は、1年間の据置期間を含む15年以内とし、その方法は、原則として月賦償還とする。

注5: 融資の取扱金融機関は、景観規則に定められた金融機関とし、担保提供の必要の有無、提供すべき担保の種類等は、その機関の定めるところによる。

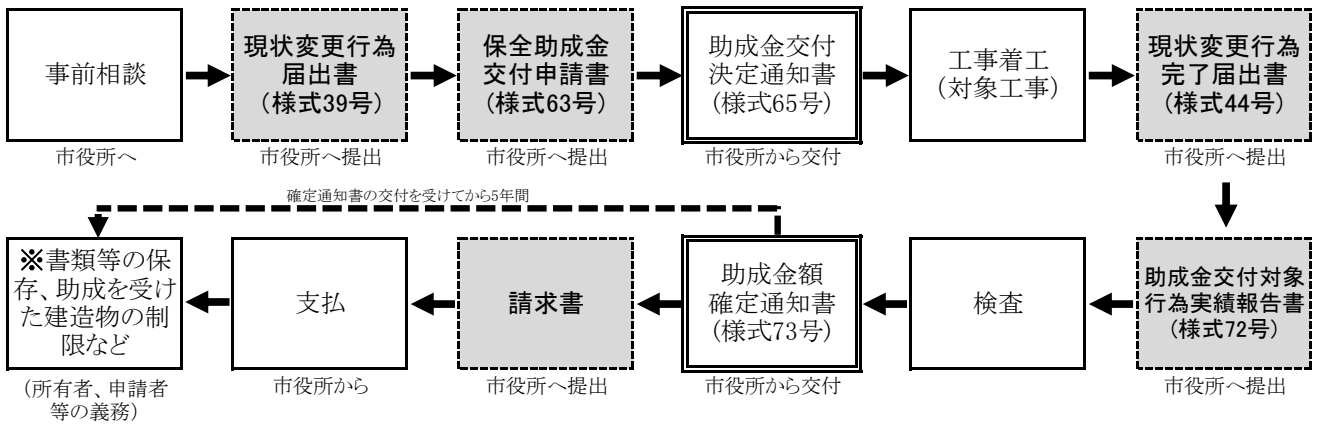
※ 歴史的建造物の助成を利用する場合は、事前にご相談ください。予算の状況によっては、助成の額や時期等を調整させていただく場合がございます。

※ 景観形成活動の助成や歴史的建造物の融資のあっせんについては、予算の状況により、時期等を調整させていただく必要があるため、ご利用を希望する場合は事前にご相談ください。

手続きの流れ

(登録・指定歴史的建造物の外観保全の場合)

【助成】



【現状変更行為の届出に必要な書類】

- ①「登録(指定)歴史的建造物現状変更行為届出書」(正副2部) ②添付書類～「景観法及び景観条例に基づく届出行為等」参照

【保全助成金交付申請に必要な書類】

- ①「保全助成金交付申請書」(正副2部) ②設計図書 ③工事費見積書・積算書(全体工事、対象工事別) ④現況写真(着工前)
(※申請書や添付した図書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認が必要です。)

【現状変更行為完了の届出に必要な書類】

- ①「登録(指定)歴史的建造物現状変更行為完了・中止届出書」(正副2部) ②工事写真(完工時のもの)

【助成金交付対象行為実績の報告に必要な書類】

- ①助成金交付対象行為実績報告書(正副2部) ②竣工図(外観の仕様の変更がある場合に限り。) ③工事費内訳書
④工事請負契約書の写し ⑤工事写真(着工前、工事中及び完了時のもの) ⑥請求書の写し、領収書の写し

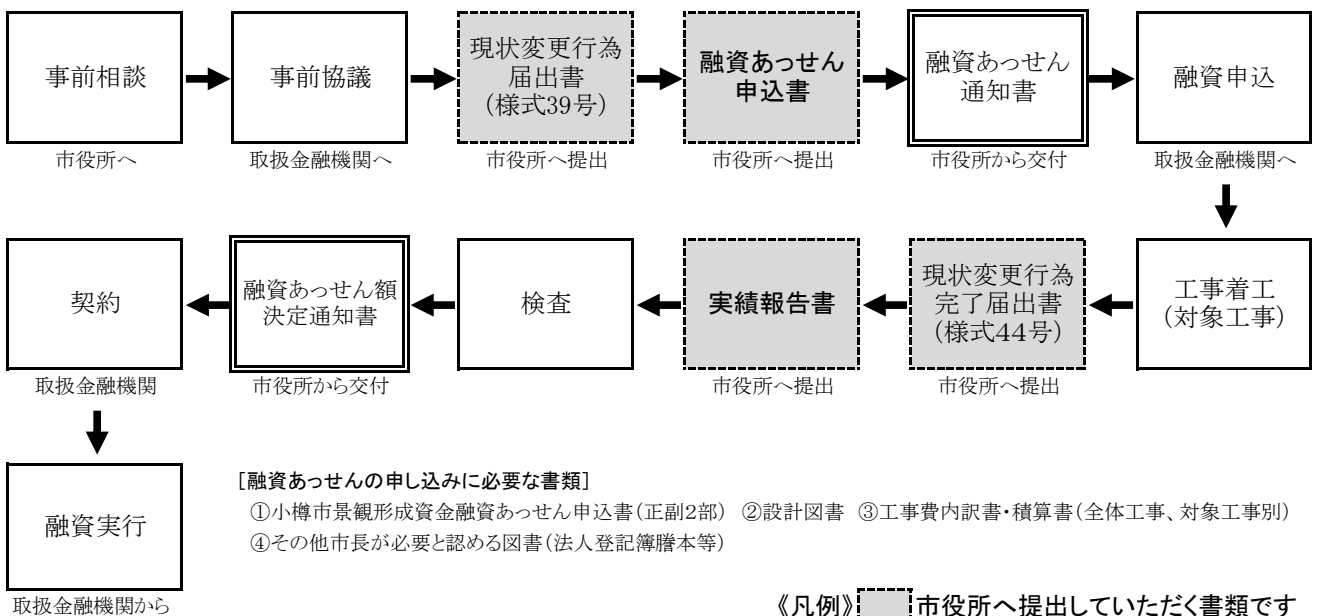
【請求に必要な書類】

- ①請求書(小樽市所定様式による) ②振込口座通帳の写し

※【書類等の保存】助成に関する申請などの書類や帳簿などを備えて整理し、それらを助成年度の翌年度から5年間保存しなければなりません(助成金交付決定通知書に記載された内容について遵守する必要があります)。

※【助成を受けた建造物の制限】助成金額確定通知日から5年を経過するまでは、市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して、建造物の解体や助成対象行為の部分の改修、または建造物の所有権の移転(相続を除く)はできないことなど、助成を受けた建造物について制限があります(助成金交付決定通知書に記載された内容について遵守する必要があります)。

【融資のあっせん】



【融資あっせんの申し込みに必要な書類】

- ①小樽市景観形成資金融資あっせん申込書(正副2部) ②設計図書 ③工事費内訳書・積算書(全体工事、対象工事別)
④その他市長が必要と認める図書(法人登記簿謄本等)

《凡例》 市役所へ提出していただく書類です

【申し込み・問い合わせ先】

小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室(景観まちづくりグループ)
TEL 0134-32-4111 (内線) 7472